

第2分科会第2回会議の開催について（報告）

第2分科会第2回会議が，下記のとおり，開催されました。

日 時 平成24年3月13日（火）

午後1時00分から午後6時07分まで

場 所 東京地方検察庁会議室

出席者 松岡久和分科会長

内田貴委員，岡正晶委員，岡本雅弘委員，中井康之委員

岡崎克彦幹事，沖野眞已幹事，潮見佳男幹事，高須順一幹事，筒井健夫幹事，道垣内弘人幹事，畑瑞穂幹事，山本和彦幹事

新井吐夢関係官，江原健志関係官，大浜寿美関係官，亀井明紀関係官，金洪周関係官，松尾博憲関係官

議 題 以下のとおり

- 1 「債務者以外の者に対する効果（援用権者）」（部会資料3
- 2 「形成権の期間制限」（部会資料3 1 第1，4）
- 3 「その他の財産権の消滅時効」（部会資料3 1 第1，5（1））
- 4 「取得時効への影響」（部会資料3 1 第1，5（2））
- 5 「民法第414条（履行の強制）の取扱い」（部会資料3 2 第1，2）
- 6 「強制執行の前提としての登記申請権の代位行使の場合の例外」（部会資料3 5 第1，2（1）イ）
- 7 「代位債権者の費用償還請求権」（部会資料3 5 第1，4（2））
- 8 「代位債権者自身に対して有する抗弁」（部会資料3 5 第1，5（1）イ）

※ 以下の論点については，後日審議されることとされた。

- ・ 代位権行使の場合の通知の要否（部会資料3 5 第1，6（1））
- ・ 代位訴訟提起の場合の訴訟告知の要否（部会資料3 5 第1，

6 (2))

- ・ 取立てその他の処分の禁止（部会資料 3 5 第 1, 6 (3) ア）
- ・ 弁済の禁止（部会資料 3 5 第 1, 6 (3) イ）
- ・ 代位訴訟提起後の差押え（部会資料 3 5 第 1, 7）
- ・ 債務者による訴訟参加（部会資料 3 5 第 1, 8 (1)）
- ・ 他の債権者による訴訟参加（部会資料 3 5 第 1, 8 (2)）
- ・ 詐害行為取消訴訟の被告（部会資料 3 5 第 2, 1 (2) ア）
- ・ 被保全債権に係る給付訴訟の併合提起（部会資料 3 5 第 2, 1 (2) イ）
- ・ 詐害行為取消訴訟の競合（部会資料 3 5 第 2, 1 (2) ウ）
- ・ 債務者及び受益者の悪意を不要とする規定（部会資料 3 5 第 2, 2 (3) ウ (7)）
- ・ 対抗要件具備行為（部会資料 3 5 第 2, 2 (3) カ）
- ・ 逸失財産ごとの回復方法（部会資料 3 5 第 2, 3 (4) イ）
- ・ 取消債権者と債務者との関係（費用償還請求権）（部会資料 3 5 第 2, 4）
- ・ 受益者の反対給付の取扱い（部会資料 3 5 第 2, 5 (2)）
- ・ 債務者と転得者との関係（部会資料 3 5 第 2, 6）
- ・ 破産管財人等による詐害行為取消訴訟の受継（部会資料 3 5 第 2, 7）